

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年12月14日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時58分 散会

付託事件

議案第98号、議案第109号、議案第110号中第1表中歳出中第7款、議案第112号中別表中歳出中第5款、第6款、第7款及び第9款、議案第114号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第98号 市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めることについて
- ② 議案第109号 土地の取得について（水戸市公設地方卸売市場用地）
- ③ 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第7款（商工費）
- ④ 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）、第7款（商工費）及び第9款（消防費）
- ⑤ 議案第114号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	渡辺欽也君
委員	細谷智宏君	委員	森智世子君
委員	田尻由紀子君	委員	小泉康二君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部 参事兼 観光課長	小林一仁君
商工課長	楢崎芳明君	農政課長	後藤俊之君
農業環境整備課長	三村隆君	農産振興課長	永盛光郎君
公設地方 卸売市場長	栗原千尋君		
消防局長	大内康弘君	消防次長	大信成人君

消防局参事	箕輪重美君	消防局参事兼 消防総務課長	小林良導君
北消防署長	猿田純夫君	南消防署長	河原井豊君
火災予防課長	荘司智裕君	消防救助課長	高畠和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会 事務局 長	吉川正浩君	農業委員会 事務局 次長	久米茂君
6 事務局職員出席者			
書記	大内しおり君	書記	久野琢郎君

午前１０時　０分　開議

○鈴木委員長　おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第９８号ほか４件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りします。委員会の審査日程が２日間となっておりますので、本日は、まず、執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第９８号ほか４件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から、提出議案の説明をお願いします。

初めに、議案第９８号　市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めることについて、執行部より説明願います。

三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長　それでは、説明いたします。

議案書①の１ページをお開き願います。

市議会議案第９８号　市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めることにつきまして、御説明いたします。

本案件は、土地改良法第９６条の２第２項の規定に基づき、市町村営土地改良事業の計画概要を別紙のとおり定めるものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております農業環境整備課提出の産業消防委員会資料に基づき、御説明いたします。

まず、１の目的でございます。

国営那珂川沿岸農業水利事業において整備された基幹的な施設につきましては、関係する８市町村が共同で事業主体となり、管理事業を実施する計画となっております。

この管理事業は、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業として、維持管理を実施する事業でございますが、基盤整備などと同様に土地改良事業であるため、土地改良法に基づく法手続が必要となります。

したがいまして、土地改良法第９６条の２第２項の規定に基づき、議会の議決を経て、本事業を施行するものでございます。

また、議決を必要とする理由といたしまして、市町村が土地改良事業を行うためには、土地改良法第

96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画を定める必要があり、その計画を定めるためには当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定める必要がございます。

したがいまして、本維持管理事業におきましても、事業計画の概要を定めるために議決が必要となります。続きまして、2の国営那珂川沿岸農業水利事業の概要でございます。

まず、(1)の事業目的につきましては、那珂川からの安定的な農業用水確保による農業経営の安定化を目指すものでございます。

次に、(2)の対象地域につきましては、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の計8市町村となっております。

次に、(3)の事業年度につきましては、本国営事業は平成4年度から開始されており、令和8年度に完了予定となっております。

続きまして、3の市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の概要でございます。

まず、(1)の事業概要でございますが、先ほど御説明いたしました国営那珂川沿岸農業水利事業により整備された施設のうち、揚水機場などの基幹的な施設につきましては公共性、公益性が高いため、水戸市をはじめとした関係8市町村が主体となり、施設の管理を実施するものでございます。

なお、当該事業におきましては、国の補助制度である基幹水利施設管理事業制度を導入し、維持管理経費の負担軽減に努めてまいります。

次に、(2)の基幹水利施設管理事業の制度内容でございます。

国営土地改良事業によって整備された受益面積が1,000ヘクタール以上となるような大規模施設であり、公共性、公益性が高いダム、頭首工、揚水機場などといった基幹的な水利施設においては、これらの施設を地方公共団体が管理している場合、施設機能の適正な発揮を確保するため、国が維持管理に係る経費の一部を助成する制度でございます。

次の(3)は、この基幹水利施設管理事業の負担割合についてでございますが、国30%、県30%、市町村20%、受益者20%となっております。

(4)の基幹水利施設管理事業の対象施設につきましては、資料中の表にございますように、小場江頭首工、那珂川揚水機場、下江戸揚水機場、渡里揚水機場、大杉山揚水機場の計5施設が維持管理の対象となります。

管理の開始予定時期でございますが、国営事業による施工が完了したものから順次開始となります。

また、各施設の維持管理は、市町村が事業主体となり行ってまいります。そうした業務につきましては土地改良区に委託いたします。

資料の3ページを御覧ください。

各施設の所在地につきましては、計画概要図内の基幹水利施設管理事業対象施設として、図示しておりますので、お目通し願います。

お手数ですが、再び2ページを御覧ください。

4の今後のスケジュールにつきましては、令和7年度から事業を開始するためには、令和6年2月中にも農業地の所有者の同意取得を始める必要があり、そのためには事前に議会の議決を経て、事業計画の概要を定め、その後、公告を実施する必要があるため、今回の令和5年第4回定例会に議案を提出するものでござ

います。

今回の議案といたしましては、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画概要について、議案書①の2ページから4ページの内容で提出しており、参照条文につきましても、1ページ、中段にお示ししております。あわせてお目通し願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第109号 土地の取得について（水戸市公設地方卸売市場用地）について、執行部より説明願います。

栗原公設地方卸売市場長。

○栗原公設地方卸売市場長 次に、議案書①の43ページをお開き願います。

市議会議案第109号 土地の取得につきましては、産業経済部公設地方卸売市場提出の議案第109号参考資料より御説明いたします。

水戸市公設地方卸売市場の用地といたしまして、次のとおり取得するものでございます。

1の土地の表示でございますが、水戸市青柳町字立下4508番1ほか26筆、地目は全て田で、面積は4万7,158.38平方メートルでございます。

2の取得価格は、総額で1億2,072万5,432円でございます。

3の契約の相手方は、ほか27名でございます。

続きまして、2ページの位置図をお開き願います。

今回取得する土地の区域は水戸市公設地方卸売市場の北側に隣接しております赤色で囲まれた部分でございます。

3ページをお開き願います。

水戸市公設地方卸売市場用地取得箇所図でございます。赤色で着色されている部分が、今回取得する土地でございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第7款（商工費）について、執行部より説明願います。

楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 それでは、市議会議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中産業消防委員会所管分について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②令和5年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

中段のやや下の7款1項商工費につきましては、2目商工業振興費におきまして、中心市街地等の店舗に出店する際の改装費の一部を補助するまちなか空き店舗対策補助金の申請件数が増加したことに伴いまして、850万円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）、第7款（商工費）及び第9款（消防費）について、執行部より

説明願います。

初めに、第5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費について、楢崎商工課長。

○**楢崎商工課長** それでは続きまして、市議会議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中産業消防委員会所管分について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書⑤、令和5年度補正予算に関する説明書のほう22ページ、23ページをお開き願います。

初めに、中段にございますが、5款労働費、1項1目労働諸費につきましては、145万4,000円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、労働行政に要する職員給与費が125万7,000円増額、労政事務費が19万7,000円増額となっております。このうち、労働行政に要する職員給与費の内容につきまして、給与改定に伴う増加額は給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により28万7,000円、その他の増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により97万円の増額としてございます。

続きまして、労政事務費の内容につきましては、市勤労者福祉サービスセンターの職員給与費を市の職員に準じて改定するため、運営補助金を19万7,000円増額するものでございます。

労働費につきましては以上でございます。

○**鈴木委員長** 次に、第6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について、久米農業委員会事務局次長。

○**久米農業委員会事務局次長** 同じく22ページを御覧いただきたいと思います。

6款1項1目農業委員会費につきましては、農業委員会事務局の運営に要する職員給与費を36万3,000円減額するものであります。このうち、給与改定に伴う増加額は給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により116万6,000円、その他の増減額は本年度の金融財政に基づく所要額の変更により152万9,000円の減額としております。

次に、農業委員会事務局の運営に要する会計年度職員給与については、285万3,000円を増額するものであります。このうち、給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により37万2,000円、その他の増額は職員の欠員補充等による任用職員の人数の増員により248万1,000円の増額としております。

説明は以上です。

○**鈴木委員長** 次に、2目農業総務費について、後藤農政課長。

○**後藤農政課長** 続きまして、2目農業総務費につきましては、1,463万3,000円減額するものでございます。

内訳でございますが、農業行政に要する職員給与費を1,703万3,000円減額するものでありまして、このうち、給与改定に伴う増加額は給与月額や期末勤勉の手当の引上げ等によりまして、405万4,000円でございます。

ページを返していただきまして、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等によりまして、2,108万7,000円を減額としております。

農業行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、219万8,000円を増額するものでありまして、このうち給与改定に伴う増加額は報酬月額や期末手当の引上げ等により、419万5,000円でございます。その他の増減額は社会保障料の精査等により199万7,000円の減額としてございます。

農業公社推進経費につきましては、農業公社の職員給与を市職員に準じて改正するため、市農業公社補助金20万2,000円を増額するものでございます。

第6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、第7款商工費、1項商工費、1目商工総務費及び2目商工業振興費について、桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 それでは、引き続きまして、同じく24ページ、25ページ、中段の第7款、1項商工費、1目商工総務費につきましては、372万9,000円増額するものでございます。

内訳といたしまして、商工行政に要する職員給与費が295万8,000円、商工行政に要する会計年度任用職員給与費が77万1,000円の増額となっております。このうち、職員給与費の内容につきまして、給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等により327万9,000円の増額、その他の増減額は、本年度の人員体制に基づく所要額の変更等により32万1,000円減額するものでございます。

また、会計年度任用職員給与費の内容につきまして、給与改定に伴う増加額は、報酬月額や期末手当の引上げ等により96万7,000円の増額、その他の増減額は計量器定期検査対応の任用職員の減員等に伴いまして、19万6,000円の減額としてございます。

続きまして、2目商工業振興費につきましては、商業・駐車場公社経費を4万8,000円増額するものでございます。内容といたしましては、市商業・駐車場公社の職員給与を市職員に準じて改定するため、運営補助金の増額を行うものでございます。

商工総務費、商工業振興費につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、3目観光費について、小林参事兼観光課長。

○小林産業経済部参事兼観光課長 引き続き、議案書⑤の24ページ、25ページの下段を御覧願います。

3目観光費につきましては、観光団体助成経費を63万3,000円増額するものでございます。内容といたしましては、水戸観光コンベンション協会の職員給与を市の職員に準じて改定するため、運営補助金の増額補正を行うものでございます。

観光費につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、第9款消防費、1項消防費、1目常備消防費について、小林参事兼消防総務課長。

○小林消防局参事兼消防総務課長 続きまして、消防費について御説明いたします。

補正予算に関する説明書⑤、30ページ、31ページをお願いいたします。30ページ、31ページの下段になります。

消防行政に要する職員給与費を8,047万1,000円増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は、給与月額、期末勤勉手当の引上げ等により、4,572万9,000円、その他の増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等により、3,474万2,000円の増額としております。

次に、消防行政に要する会計年度任用職員給与費につきましては、６８４万７、０００円を増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は、報酬月額、期末手当の引上げ等により、１０７万６、０００円、その他の増減額は職員の欠員補充に伴い５７７万１、０００円の増額としております。

消防費につきましては以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第１１４号 令和５年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第１号）について、執行部より説明願います。

栗原公設地方卸売市場長。

○栗原公設地方卸売市場長 それでは、恐れ入りますが、議案書④の２３ページをお開きください。

市議会議案第１１４号 令和５年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

第１条です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９７万６、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億７、２０２万４、０００円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書⑤の令和５年度補正予算に関する説明書で御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書⑤の６４ページ、６５ページをお開き願います。

初めに、歳入についてでございますが、４款１項１目繰越金につきましては、職員給与費の減に伴いまして、５２万４、０００円を減額するものでございます。

また、５款２項１目雑入につきましては、同じく職員給与費の減額に伴いまして、４５万２、０００円を減額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、１款１項１目市場運営費につきましては、９７万６、０００円を減額するものでございます。

内訳でございますが、卸売市場運営管理に要する職員給与費につきましては、１６万４、０００円増額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は、給与月額や期末勤勉手当の引上げ等によりまして、５９万９、０００円、その他の増減額は今年度の人員体制に基づく所要額の変更等によりまして、４３万５、０００円の減額としております。

卸売市場運営管理に要する会計年度任用職員給与につきましては、１１４万円を減額するものでございます。このうち、給与改定に伴う増加額は報酬月額や期末手当の引上げ等によりまして、４１万６、０００円、その他の増減額は本年度の人員体制に基づく所要額の変更等によりまして、１５５万６、０００円の減額としております。

ページを返していただきまして、６６ページから７１ページにかけまして給与費明細書を掲載してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第９８号 市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めることについて、質疑のある方は発言を願います。

ございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 質問させていただきます。

この事業年度としてのスタートが平成4年度から令和8年度の予定ということで記載がありますけれども、今回、提出していただいた部分に関しましては、4番の今後のスケジュールということで、およそ把握ができるところなんですけれども、平成4年度からという大分期間があったのかなというふうに思いますけれども、ちょっとその経緯の部分に関して御説明いただければと思います。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 本事業に関しましては、平成4年度から事業を開始しており、平成5年度の時点で進捗率は89%となっております。この資料にはないのですが、事業としては御前山ダムというものを那珂川の上流に造成しており、御前山ダムに水を貯留しまして、その水を流すというシステムなんです、それに伴って、諸々の機場を整備しておりまして、現在に至っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 土地改良事業ということなので、そういう経緯だなと思うんですけれども、そのスタートした平成4年度の事業スタートの当初から、行く行くはこういった基幹水利施設管理事業として関係市町村構成で、こういう座組でやっていくというのが、その当時からもうスタートとしてあった、考え方としてはあったということよろしいですか。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 本事業は、平成21年に事業計画の変更というものがございまして、そのときに基幹水利管理事業の導入を検討しており、そのときに一緒に8市町村共同でという形を踏まえながら、事業を進めてきたところでございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

あとはこの関係市町村で、今でいう一部事務組合みたいな、何かそういう構成にもなっていくんでしょうか。そこについてお伺いします。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

本事業におきましては、本事業の実施、運営に向けまして、調整や協議の場として、施設管理強化推進委員会を設けておりまして、それを筆頭に県、8市町村、土地改良事業による構成員として、他地区の事例を参考にして、機能的に動ける事務レベルの組織を構成しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、その委員会のほうが引き続き、その後の運用面ですとか、施設管理に関してとか、そういったものに関しても、その委員会が主導して事業を行っていくという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

そういう仕組みでこの組織はございますので、そういう形で進めてまいります。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

それで、土地改良事業としまして、今までは国のほうでも、整備というところがメインどころだったと思うんですけども、今、ある程度、管理もできてきて、これから維持管理、あと環境面というところが土地改良の事業に関しては求められてくるところなのかなというふうにも思っております。

今議会で議決をして、このスケジュールにのっとっていくということだと思うんですけども、この中にあります2月からの同意の取得作業というところに今度は入っていくんだと思うんですけども、ぜひ、組合員の皆様といいますか、受益者の皆様方には丁寧な御説明をしていただいて、本事業をきちっとスタートが切れるように期待をしたいというふうに思います。

私は以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

安蔵委員。

○安蔵委員 2点ほど、質問させていただきます。

今、小泉委員からも質問がありましたけれども、まず1点、この国、県、市町村、受益者の負担割合は、この当時でもスタートからそうだったと思うんですけども、この受益者、土地改良区の20%ということ以外に、当然、これ将来、このスケジュールにあります令和5年2月からの同意取得作業開始とありますよね。もう、これ既に始まっているか。始まっていないか。2月でしょう。令和5年2月……

〔「来年の2月、今年度」と呼ぶ者あり〕

○安蔵委員 これ、同意取得を開始するときに、要するに、受益者の負担は土地改良区20%ということだけれども、今度は使用料というのがあって、賛成するわけですよね、当然、水が来れば農家の方はそれを使って使用料を払うということなんですけれども、そのときの説明の中で、この辺の説明をしながら同意を取るということですよ。

それで、これ平成4年から令和8年ということで約30年前になりますよね。実は、私も30年前のときに、この説明会のときに——内原時代ですよ、内原で説明を受けた記憶があるんです。それで、そのときは、使用料は発生しないっていう説明を受けたのがずっと、私ども耳に残っているんですけども、運営上、それはあり得ない話なのかな。ただ、この同意を得るときに、今の農業行政の中でのこの使用料の発生というのは大変、かなり厳しいものになるような気がしているんですよ。

これ、質問になるかならないか分からないけれども、そういう部分で、今後、同意を取る作業において、その辺のところはどういうふうな感覚でいますかね。ちょっと、お聞かせください。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの安蔵委員の御質問にお答えいたします。

同意取得の際に、今、委員がおっしゃったように受益者の方々も大変経営状況が厳しい中で、先ほど御説

明させていただきましたが、補助制度、基幹水利施設管理事業という補助制度を活用いたしまして、県、国、市によって補助金を出すわけなんです、この補助金を導入できないとなると維持管理費はもっと上がるわけでありまして、この導入に関して、ここでお認めいただいて、地元の方々、受益者の方々に丁寧に、こういった制度を導入するということをお諮りしながら御説明して、御理解を得たいと思っております。

○鈴木委員長 安蔵委員。

○安蔵委員 確かに、もう30年前に物すごい夢のある事業だと思ったのが、30年過ぎてこれだけまさか情勢が変わるとはその当時考えていなかったと思います。

あと1点なんですけれども、その基幹水利施設、小場江から大杉山までありますけれども、この中で水戸市として関係あるといえますか、この8市町村の中で基幹水利施設管理の5つの割合、水戸市も含めて、これ、どういうふうになっているか、ちょっとお聞かせいただければありがたいです。

○鈴木委員長 三村課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの安蔵委員の質問にお答えいたします。

各基幹水利施設の水戸市の関わり合い、比率というお話なんです、各施設ありまして、各施設というよりは、各土地改良区のほうと負担割合というのは発生しておりまして、那珂川沿岸土地改良区の場合につきましては、水戸市は30.66%、那珂川統合土地改良区に関しましては35.87%、渡里台地土地改良区につきましては56.27%、千波湖土地改良区については100%の負担割合を持っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 安蔵委員、いいですか。

○安蔵委員 いいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、議案第98号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第109号 土地の取得について（水戸市公設地方卸売市場用地）について、質疑のある方は発言を願います。

細谷委員。

○細谷委員 今回、取得土地はどのような意味で取得するのか、活用方法を含めてお聞かせください。

○鈴木委員長 栗原場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市公設地方卸売市場の土地を取得し、区域を獲得する目的について御説明いたします。

平成30年度に市場関係事業者の方々との協働により作成いたしました水戸市公設地方卸売市場再整備計画におきまして、流通形態が多様化する昨今、当市場を生鮮食料品等を安定的に供給するための基幹的なインフラとして、既存施設の適切な維持管理と有効利用を図るとともに、新たな施設、設備の導入により、安全で安心できる市場づくりを推進することとしております。

そのために必要な事業といたしまして、市場再整備計画の中で、市場内の物流機能のより一層の高度化と市場の活性化を図るため、将来的な施設の改築等も視野に入れながら、隣接地の確保に努めると定められた

ところでございます。

取得した土地に具体的に整備を予定している施設としましては、造成工事などを実施した後、現在不足しております荷さばき所あるいは加工施設、倉庫といった集出荷施設、それから駐車場の整備などを予定しています。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、今の細谷委員の質問、また答弁のちょっと関連なんですけれども、今、御説明の中で、既存施設の改築に関してというような部分もあったんですけれども、それは、今建っている施設が老朽化だとか、施設更新の必要が出てきたときのために、その新たに求める土地のほうを利活用する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 栗原場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市公設地方卸売市場は昭和47年に開設以来、基本的な軀体に関しましては、耐震性能も衰えておりまして、今のところ、適切な維持管理を行えば、まだ使えるということになっておりますが、将来において、50年前の施設ですので、施設の改築を実施する際には、市場としての機能を維持しながら、改築工事を行う必要がありますことから、例えば、仮設の施設などを一時的に造って、改築を行うなどの方法等の可能性もございますので、あらかじめ用地を確保しておく必要があるというふうに当時判断いたしまして、再整備計画に拡張用地の取得を位置づけたところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

今回のこの土地の取得というのが議案というところでございますけれども、今後の必要なものを、荷さばき所ですとか、駐車場の造成だとかいろいろあると思うんですけれども、それらに関しましては、土地の購入が決まってから計画を起こしていくというような認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 栗原場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成30年度の再整備計画をつくったときには、市場関係事業者の方々から、その当時、施設整備など聞き取りを行いまして、現在の再整備計画の中に含まれているものは当然でございます。ただ、昨今の物価高あるいは新型コロナウイルスの影響と、計画策定時に想定していなかった状況もございますことから、今後の施設整備につきましては、市場関係事業者の方々の現在のニーズを的確に捉えながら、改めて協議して、計画の見直しなどを含めて、臨機応変に対応したいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

本当に、今、御答弁いただいた内容のとおりで、物価高の影響だとか、過去の課題等もあると思いますので、あとはもう一つはいろんな技術も大分発達しているといいますか、ちらっと聞き及びましたのが、成田の市場なんかも一気通貫で非常に国内でも評価を受けているような、物流に関してでいうとそういった市場施設というのもできているというふうにも伺っておりますので、それに関しては今後の部分だと思いますので、ぜひ、様々な角度から検討していただければと思います。

最後に1つ、今回、この区画で土地の取得ということで御同意もいただいて、議案として出されたと思うんですけども、さらに隣接する境界での相手方といいますか、その皆様もちろん、今回の話に関しましてはきちんと御理解をいただいて、同意もいただいているという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 栗原場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、買収に応じていただいた方々は、これからのことも当然御同意いただいていると思います。今回、取得する予定の土地につきましては、水戸市とひたちなか市の境界まで、全部を取得しておりますので、この北側にはちょっと広げる土地はないかと思います。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 私も現地を見てきたんですけども、やはり近隣で、隣接地でも耕作を引き続きされている方もいらっしゃると思いますので、そういった部分には十分に注意を払いながらというか、あまり迷惑をかけてしまってもと思いますし、農作物に影響が出てともというのが、何か本来の目的と変わってしまうと思いますので、今後取得した土地の部分に関しましても気をつけながらといいますか、注意を払いながら、ぜひ進めていただければと思います。

私は以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田尻委員。

○田尻委員 1点、質問させていただきます。

この参考資料の一番最後の3ページの地図のところなんですけれども、この赤く色が染まっている所が用地取得の箇所ということで、1か所白抜きのところがございますので、今現在、ちょっとどういったやり取りをされているのかお伺いいたします。

○鈴木委員長 栗原場長。

○栗原公設地方卸売市場長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、取得を予定しておりました土地は28筆ございました。そのうち27筆につきましては、今回、議案として提出させていただきまして、議決いただけましたら、速やかに水戸市への所有権の移転登記を行ってまいります。未契約となっている土地が1筆ございます。この土地の登記簿上の所有者の方はお亡くなりになられておりまして、相続処理がされていない状況でございます。水戸市がこの土地を取得するためには相続人全員の同意が必要となりますことから、現在、相続人の確定作業を進めているところでございます。

今後、特定された相続人全員の同意を得て、土地を取得できるように交渉してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○鈴木委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第109号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第7款（商工費）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 よろしいですか。

田尻委員。

○田尻委員 すみません、1点、質問させていただきます。

第7款商工費、1項商工費のところなんですけれども、850万円の増額ということで、先ほど、まちなか空き店舗対策補助金、申請件数の増加とあったんですけれども何件の増加だったのか、件数を教えていただければと思います。

○鈴木委員長 桧崎課長。

○桧崎商工課長 ただいまの田尻委員の御質問にお答えいたします。

こちらの補正に至るまでの件数でございますけれども、11月末現在で14件、金額にいたしますと約940万円の支出見込みでございます。当初予算に計上していたのが800万円ということで、既に800万円を上回っているということもございまして、また、今、相談を受けている案件もございますので、今後増加が見込まれるというところで、今回、この850万円の追加の補正予算を提案させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 田尻委員。

○田尻委員 ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかに、小泉委員。

○小泉委員 すみません、私も今の部分で、関連で質疑なんですけれども、850万円というところの算出根拠というところが、例えばですけれども、今どれほど対象地域内に空き店舗としてその物件があるのかというところもあると思うんですよね。なおかつ、それぞれ今の市民ニーズと、今期と、また以前からやっていると思うんでその実績での多分850万円の導き出しなんだと思うんですけれども、それに関して、ちょっと詳細があれば教えていただければと思います。

○鈴木委員長 桧崎課長。

○桧崎商工課長 ただいまの小泉委員の今回提案させていただきました850万円の算出根拠という御質問かと思いますが、こちら850万円の算出根拠につきましては、先ほどのこの実績というところで11月末

現在で14件の申請を受けているというふうに申し上げましたけれども、いわゆる上半期、4月から9月までの上半期の時点で11件の申請をいただいていたところでございまして、残りの下半期、6か月間で同程度の申請が来るであろうという想定の中で、今回、いわゆる下半期で11件、850万円の内訳といたしましては、こちらの補助制度、補助区分によって、上限額が20万円から100万円というような幅がございますので、その中の補助額の上限額として50万円の上限額の区分として1件、それから60万円の上限額の区分といたしまして5件、300万円、それから、100万円の補助区分の上限額の区分のところでは5件、500万円を見込みまして、全体で11件、850万円というような形で、今回の補正予算を積算したところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 詳細な御説明ありがとうございます。今、御説明いただいた補助区分の話で言うと、ただ、動向次第では、その数に限らないという認識でよろしいですね。例えば、予算額で言うと小さな額のほうで数が多く来たとか、もしくは大きいほうでさらに来たという場合には、その850万円の中で臨機応変にそれは運用されるという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 桧崎課長。

○桧崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

あくまでも、こちら見込みで先ほど申し上げた件数につきましては計上してございますので、委員の御指摘のとおり、この辺の区分は若干増減あると思いますので、この補正予算の850万円の中で対応をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。ぜひ、お願いします。

もう一つ、対象エリア内で、今、空き物件としての全体のパイというのは、把握というのはこちら側ではいかがなんでしょうか。

○鈴木委員長 桧崎課長。

○桧崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

対象エリア内の空き店舗の数ということでございますけれども、我々のほうで毎年2月頃に空き店舗調査というものを実施しておりまして、そちらで空き店舗の数を把握してございます。こちらの数が、昨年度の調査でまいりますと147件、空き物件があるという状況でございます。ただし、今回提案させていただいております、このまちなか空き店舗補助金につきましては、若干調査しているエリアよりも、ちょっとエリアが広いということで、補助金対象のエリアにある空き店舗の数と全く一致するわけではございませんが、もうちょっとエリアを絞った形で空き店舗のほうの調査をしていくということで、エリアとマッチングはしてございませんが、おおむね先ほど申し上げました約150店舗程度の空き店舗はエリア内にあるという認識でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

最後になるんですけれども、たしか工事をもう発注してしまったのは対象にならないとかという、たしかルールがあったと思うんですけれども、ただ、中には新規出店をした方でもこの制度を知らずに後から聞いて申請しようと思ったけれども、もう駄目だという案件も、私もちょっと相談受けたりというのも過去にあったんで、やはり様々なところで周知をしていただいて、せっかく目的としては空き店舗対策、またにぎわいづくりをしているところだと思いますので、そこは不動産屋さんになるのか、いろんな媒体を通じて、こういった制度があるということをぜひ周知徹底をしていただきながら、利活用を図っていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第110号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）、第7款（商工費）及び第9款（消防費）について、質疑のある方は発言を願います。

森委員。

○森委員 よろしくお願ひします。

6款農林水産業費の2目農業総務費なんですけれども、素朴な疑問で大変申し訳ないんですが、農業行政に要する職員給与費が減額補正になっていると思うんですけれども、これが1,703万3,000円ということで、かなり大きな金額になっていると思うんですが、給与改定で上がっている部分があって相殺されていることだと思うんですけれども、職員の方が少なくなっているのかなというようなことを考えたんですが、この辺の具体的な詳細というか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○鈴木委員長 後藤課長。

○後藤農政課長 ただいまの森委員の6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費についての御質問にお答えいたします。

農業行政に要する職員給与費の減額の理由といたしましては、年度当初は3月時点の職員配置の状況で給与費を予算化しておりますが、人事異動に伴いまして配置換えがございました。人員に沿った職員の給与費ということで算定し直してございます。加えて、今年度につきましては特別休暇等を取得した

その特別休暇については給与を支払わないというような状況もございまして、そういったことが1,700万円程度の減額となつてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

3月時点での人事異動に伴いということで御説明ありました。特別休暇というと女性が出産でとか、そう

いうことでしょうか。ちょっと変な質問で申し訳ないんですが。

○鈴木委員長 後藤課長。

○後藤農政課長 ただいまの質問にお答えします。

先ほど申しました の取得によるものでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。育児休暇も大切なことだと思いますし、人員が少なくなっているとかというと、ちょっと心配したので質問でした。業務が滞りなく、今後も行われていくようにと思います。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

小泉委員。

○小泉委員 9款消防費のほうの御説明の中で、その他の増減額とした、全体としては給与改定に伴う増減だというふうに認識をしておりますので、特にあれなんですけれども、9款消防費のその他の増減額の御説明の中で、職員が追加になったという話でしたか、減ったに伴ってということなんでしょうか。それは辞めたということなんですか、どういうことなのか、ちょっとお願いします。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林消防局参事兼消防総務課長 小泉委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、会計年度任用職員給与費の中で、その他の増減額において会計年度任用職員の給与費等を増額した理由として、私のほうで職員の減員に伴い、増やしたという御説明をさせていただきました。その内容につきましては、職員で死亡退職などが発生いたしましたので、その分につきまして、会計年度任用職員で対応しているという現状でございます。

○小泉委員 分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、議案第112号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第114号 令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ありませんか。

それでは、ないようですので、議案第114号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時58分 散会